

身体障害者の方等の軽自動車税の減免制度について

【減免範囲】（台数は1台で、車種は自家用のもの）

| 区分 | 障害者の範囲 | 所有者（※1） | | 運転者 | 使用の内容 | |
|------------------|------------|------------------|---------------|---------------|---|---|
| 本人運転 | 下記の とおり | 本人 | | 本人 | 障害者の移動のため | |
| 同一生計者または常時介護者の運転 | | 身体障害者（18歳以上） | 本人 | 生計を一にする親族（※2） | 生計を一にする親族か単身または障害のある方のみで構成される世帯で生活している障害者の方を常時介護する方（※3） | 通院・通学（園）・通所・生業のための送迎（月4回以上かつ1年以上継続して使用が見込まれること） |
| | | 身体障害児（18歳未満） | 生計を一にする親族（※2） | | | |
| | | 知的障害児・者 精神障害者 | | | | |

※1 原則として、所有者、使用者ともに障害者の方の名義であることが必要です。ただし、所有権留保付きの場合は、使用者が障害者の方であれば、所有者がディーラー等でも差し支えありません。

※2 同居の親族が原則です。別居の場合は、扶養の関係が確認される場合のみを対象とします。

※3 「常時介護者」とは、もっぱら障害者の方の通学等のために継続して日常的（月4回以上）に運転する方をいいます。

【障害者の範囲】

◆身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の範囲については、昨年と変わりませんが、手帳の新規取得者、等級変更のある方等については係までお問い合わせください。

◆戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の程度により減免の可否が異なりますのでお問い合わせください。

◆知的障害児・知的障害者の方

療育手帳A1、A2の手帳を持っている方。

◆精神障害者の方

1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方。

【申請期間】

その年度の納税通知書が送付されてから納期限（通常は5月31日）までの間に申請してください。

【申請に必要なもの】

| 本人運転 | | 同一生計者または常時介護者の運転 |
|-----------|--------------|--|
| ①減免申請書 | ②自動車検査証または写し | ①本人運転に必要なもの全て ②使用内容を証明するもの（通院証明、通学・帰宅証明、通勤証明、通所証明、生業の証明等） |
| ③身体障害者手帳等 | ④運転免許証または写し | |
| ⑤認印 | ⑥納税通知書 | |

※申請は、税務課（本庁）、香北・物部各支所の事務管理課で受け付けます。

【問い合わせ先】税務課軽自動車税係 ☎53-3116

広告

環境にやさしいEco通勤 JR

快て〜き

特急列車が利用できる定期

| | | | |
|-------|----|-----------|---------|
| ご利用区間 | | おねだん<1ヶ月> | |
| | | 通勤用 | 大学生用 |
| 土佐山田⇔ | 高知 | 19,610円 | 17,100円 |
| | 朝倉 | 22,450円 | 17,930円 |

◆ご利用区間の特急列車普通車自由席にご乗車いただけます。
その他区間・3ヶ月用・6ヶ月用・高校生用・回数券もございます。

JR四国電話案内センター Tel.(0570)00-4592

(8:00~20:00/年中無休) ※通話料がかかります

広告主募集中!

あじさいひめ

◎やなせたかし

①2号広告 10,000円
縦45mm×横85mm

②1号広告 20,000円
縦45mm×横175mm

【問い合わせ先】企画課 ☎53-3114